

議案第 8 1 号

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第 2 条 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中において、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第 2 条 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に</u> 租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の<u>規定により告示された割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u> 中において、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に _____ 年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に _____ 年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合）とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。